

2 3 陳 情 第 2 1 号	新宿区長等政治倫理条例制定に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 1 日受理、平成 2 3 年 9 月 1 6 日付託
陳 情 者	新宿区住吉町_____

(要 旨)

二元代表制を正常に機能させるために新宿区に「新宿区長等政治倫理条例」を制定することを陳情致します。

ここで言う新宿区長等とは「区長、副区長、教育長」のことです。

(理 由)

新宿区議会議員には新宿区議会議員政治倫理条例が平成 1 7 年 6 月 2 0 日に成立し、平成 1 7 年 1 2 月 1 日より施行されています。

自治基本条例の第 1 0 条には「区に区の代表として、区長を置く。」とあり、区長は区民の代表とされています。

二元代表制に於いては、区長及び職員側と議員が構成する議会側は平等であり、常に対峙していることが必須であり基本的状況であります。

よって、新宿区長等政治倫理条例の制定が必要であると考えます。